○中国地方整備局告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月四日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　広島圏都市計画道路事業三・四・八八一号坂中央線

三　事業施行期間　自平成二十二年八月四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　広島県安芸郡坂町坂西一丁目及び二丁目地内

使用の部分　広島県安芸郡坂町坂西一丁目及び二丁目地内

国会事項

衆議院

質問書提出

八月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

京成電鉄成田空港線運賃認可及び北総線運賃に関する質問主意書（穀田恵二提出）

薬物依存症者の治療・社会復帰の支援の充実強化に関する質問主意書（塩川鉄也提出）

最低賃金と生活保護との整合性に関する質問主意書（木村太郎提出）

公務員獣医師不足に関する質問主意書（木村太郎提出）

リンゴ葉巻萎縮病の確認に関する質問主意書（木村太郎提出）

元北朝鮮工作員の来日に関する質問主意書（馳浩提出）

国会議員会館のあり方に対する内閣官房長官の発言に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

国会議員の歳費のあり方等に対する菅**直**人内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

取調べの全面可視化実現に向けた菅**直**人内閣の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男提出）

北方領土への邦人の入域に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

政府による防衛白書了承の見直しに関する質問主意書（鈴木宗男提出）

参議院

議案受領（予備審査）

八月二日衆議院から次の議案が送付された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（大口善徳提出）（衆第一号）

議案送付（予備審査）

八月二日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（水野賢一発議）

質問主意書提出

八月二日議員から次の質問主意書が提出された。

後発医薬品いわゆるジェネリック医薬品の使用促進とその品質にかかる情報提供体制に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一〇号）

日インド原子力協定に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一一号）

国道における道路反射鏡設置に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一二号）

人事異動

公害等調整委員会

（公害等調整委員会事務局審査官）総務事務官　荒木潤一郎

内閣府に出向させる（八月三日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　坪井麻友美

静岡地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（七月二十九日）

（在ドイツ日本国大使館一等書記官）外務事務官　湯川　毅

（欧州連合日本政府代表部一等書記官）同　神田　正淑

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる（各通）（七月三十日）

（小倉区検察庁副検事）副検事　川原　公明

鹿児島区検察庁副検事に配置換する　佐藤　裕美

難民審査参与員に任命する（以上八月一日）

（東京地方検察庁検事法務省大臣官房司法法制部付法務省大臣官房付）検事　山﨑　耕史

法務省大臣官房司法法制部参事官に充てる

法務省大臣官房付に充てることを解く

（福島地方検察庁三席検事）同　丸山　嘉代

東京地方検察庁検事に配置換する

法務省大臣官房司法法制部付に充てる

かねて法務省大臣官房付に充てる

福島地方検察庁三席検事の指名を解く

（東京地方検察庁検事）同　玉本　将之

（同）同　欅　清隆

法務事務官（法務省刑事局付）に併任する（各通）

（東京地方検察庁検事法務省大臣官房司法法制部参事官）同　中川　深雪

法務省大臣官房司法法制部参事官に充てることを解く

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　初又　且敏

福島地方検察庁検事に配置換する

福島地方検察庁三席検事に指名する

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（以上八月二日）

○官吏死亡

広島区検察庁副検事小田洋は、六月二十一日死亡

大阪高等検察庁検事西浦廣明は、六月二十三日死亡

最高裁判所

最高裁判所大法廷首席書記官　上田　正俊

最高裁判所第三小法廷首席書記官　岩下　五夫

裁判所職員総合研修所事務局長　堀田　幹

東京地方裁判所事務局長　丸山　忠雄

広島高等裁判所事務局次長　上田　剛久

仙台高等裁判所刑事首席書記官　近藤　護

高松高等裁判所事務局次長　井本　克彦

最高裁判所家庭審議官　島田　幸男

辞職（各通）（七月三十日）

大阪高等裁判所刑事首席書記官　清水　研二

辞職（七月三十一日）

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成22年7月21日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第4項の規定に基づき、公表する。

平成22年8月4日

農林水産大臣　山田　正彦

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　山梨県山梨市、南巨摩郡南部町（以上一市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、鹿児島県南九州市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所又は町役場に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定の解除について

平成22年7月20日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成22年8月4日

農林水産大臣　山田　正彦

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　石川県輪島市、河北郡津幡町（以上一市一町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）、石川県鳳珠郡能登町（次の図に示す土砂崩壊防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　徳島県美馬市、海部郡海陽町（以上一市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　鹿児島県霧島市、姶良市、志布志市、鹿屋市（以上四市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所又は町役場に備え置いて縦覧に供する。）